

## ハラスメントに関する相談について

ハラスメントとは、相手側の意に反する不適切な発言や行為を行うことによって、相手側に不快感や不利益を与え、人権を侵害し、就労・修学環境を悪化させることをいいます。

本校では、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談に対応するため、次のとおり相談員を配置しています。

相談される方及び関係者のプライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。

本校規程に定める相談員	
総務主事	
教務主事	
学生相談室長	
学生相談室副室長	
学生相談室相談員	
カウンセラー	
総務課長	
学生課長	
看護師	
その他校長が指名する者（商船学科）	
//	（電子機械工学科）
//	（情報工学科）
//	（一般科目）
//	（総務課）
//	（学生課）
//	（技術支援センター）

### 【基本的な心構え】

「恥ずかしい」、「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」などと考えがちですが、被害を深刻なものにしない、他に被害者を作らない、さらにはハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、良い就労・修学環境の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められます。

（独）国立高等専門学校機構「ハラスメント防止ガイドライン」より抜粋